

民間建築物へのアスベスト調査・除去工事の県費補助 (平成 22 年度) 受付開始 埼玉県



埼玉県では、昨年度に引き続きアスベスト調査・除去工事の補助制度を継続します。昨年度の実績は分析調査 38 棟、除去工事 2 棟に対して補助が行われました。今年度は、分析調査 46 棟、除去工事 7 棟前後を見込んでおります。

申請の概要については、以下の通りです。

1. 補助対象区域: 建築基準法に基づく、すべての建築物の建築確認を行う特定行政庁(さいたま市、川口市、川越市、所沢市、越谷市、上尾市、草加市、春日部市、狭山市、新座市及び熊谷市の 11 市)の区域を除く全区域
2. 対象建築物: すべての民間建築物(用途や構造を問わない)。ただし、アスベスト除去等の対象建築物は 1 棟あたりの延べ面積が 1,000m²以上に限ります
3. アスベストの分析調査:
 - (1) 対象吹付け材: ①吹付けアスベスト、②吹付けロックウール、③吹付けパーライト
④吹付けバーミキュライト
 - (2) 対象分析調査: 作業環境測定法第 33 条に規定する作業機関(JIS A 1481 の仕様に適合する機器を備える機関)が行う JIS A 1481 に規定する調査方法等で調査する分析調査
 - (3) 補助額: 1 棟の建築物に対し、分析調査費
限度額: 1 検体当たり 8 万円かつ 1 棟当たり 25 万円
※1 棟当たりの検体数に限度はありません。
4. アスベストの除去等の工事:
 - (1) 対象吹付け材: アスベスト含有(重量比 0.1%超)が分析調査で確認された①吹付けアスベスト、
②吹付けロックウール
 - (2) 対象除去等の工事: (財)日本建築センターが審査証明した技術を有する者又は一定条件の工事実績を有する者が(財)日本建築センターが審査証明した工法で施工する除去、封じ込め、囲い込み及び建築物の除去の工事
ただし、対象建築物は 1 棟あたりの延べ面積が 1,000m²以上に限ります
 - (3) 補助額: 1 棟の建築物に対し、工事費の 2/3 の額(限度額: 600 万円)

当社では、JIS A 1481 に規定する調査方法で分析を行っております。また、補助金申請にあたり、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

資料 2010 年 5 月 20 日付 埼玉県ホームページ

無機分析箇所 守屋貴志